

記載例（新設の場合）

届 出 の 概 要

会 社 名	○△株式会社		所 在 地	<本社所在地>	
工 場 名	例) 兵庫工場		設置場所	<工場設置場所>	
届 出 理 由	例) ・金属製造のための新工場設置 ・増築するにあたり建築面積が3,000㎡以上になり新設 ※新設の場合は、この欄のみ記入				
		変更前又は新設	変更後(新設又は記入不要)	増減(新設又は記入不要)	
届 出 内 容	製 品 名	例) ・電気機器 ・鉄 ・食品原料 等			
	敷地面積	8,000			
	生産施設	3,500			
	緑 地	2,000			
	環境施設	1,600			
	都市計画法上の用途地域	工業専用地域 等			

新設工場の準則計算表

中分類業種名	16 化学工業
細分類番号	1623 圧縮ガス・液化ガス製造業
γ (生産施設面積率) : 65%	

(1) 生産施設の面積

$$P \leq \gamma S \text{ (単一業種)}$$

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S \text{ (兼業)}$$

$$3,500 \leq 0.65 * 8,000$$

(2) 緑地の面積

$$G \geq 0.2 S$$

$$2,000 \geq 0.2 * 8000$$

(3) 環境施設の面積

$$E \geq 0.25 S$$

$$3,600 \geq 0.25 * 8,000$$

(4) 環境施設の配置 (敷地周辺部の環境施設)

$$E_s \geq 0.15 S$$

$$1,600 \geq 0.15 * 8000$$

(注) 地域準則による基準緩和が適用される場合は、本書における「緑地の面積」、「環境施設の面積」及び「環境施設の配置」の率を、下表の準則値に置き換えて使用してください。

(※この記載例では、「その他の地域」の準則値を使用しています)

区域		緑地面積率	環境施設面積率	環境施設の配置 (周辺部の環境施設)
南二見 (二見臨海工業団地)		0.01	0.01	0.01
南二見以外	工業専用地域、工業地域	0.05	0.1	0.1
	準工業地域	0.1	0.15	0.15
	その他の地域 (基準緩和なし)	0.2	0.25	0.15

※新設の場合は、この欄（第1回）のみ記入

変更の経過及び準則計算の数値表

届 出 根 拠			第6条 第1項	第8条第1項				
届 出 順			第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	
受 理 番 号			-					
受 理 年 月 日			-					
敷 地 面 積			S 8,000					
生 産 施 設	a	現在の設置済（中）の生産施設面積	P0 -					
	b	増 加 生 産 施 設 面 積 (スクラップ アント [※] ビルト [※] のビルト [※] 分含む)	P 3,500					
	c	減 少 生 産 施 設 面 積 (スクラップ アント [※] ビルト [※] のスクラップ 分含む)						
		面 積 合 計	P1 3,500					
緑 地	a	現在の設置済（中）の緑地面積						
	b	設 置 す る 緑 地	2,000					
	c	撤 去 す る 緑 地						
	d	b - c	G 2,000					
	e	dのうち最低限設置が必要な緑地						
	f	d - e 及び生産施設と関係なく設置 する緑地						
	g	合 計	G0 2,000					
環 境 施 設	a	現在の設置（中）の環境施設面積						
	b	設 置 す る 環 境 施 設	3,600					
	c	撤 去 す る 環 境 施 設						
	d	b - c	E 3,600					
	e	dのうち最低限設置が必要な環境施設						
	f	d - e 及び生産施設と関係なく設置 する環境施設						
	g	合 計	E0 3,600					
変 更 事 項								